



島根県報

令和元年5月10日(金)
第2号
 (毎週火・金曜日発行)
<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目次

【告示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	()	2
毒物劇物取扱者試験規程の一部改正	(薬事衛生課)	2
農業振興地域の指定の一部改正	(農業経営課)	7
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農村整備課)	7
保安林予定森林(3件)	(森林整備課)	8
保安林の指定の解除	()	9
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水産課)	10
漁業災害補償法の規定による同意	()	10
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	(中小企業課)	11

【公告】

令和元年度登録販売者試験の実施	(薬事衛生課)	15
令和2年度島根県立農林大学校の学生募集	(農業経営課)	16

【特定調達公告】

島根県総合文書管理システムサービス利用・運用保守業務委託に係る随意契約の相手方等	(総務課)	23
平成31年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託に係る随意契約の相手方等	(観光振興課)	23

【教委訓令】

永年勤続教職員表彰規程の一部改正	(教育庁総務課)	24
------------------	----------	----

【正誤】

平成31年4月16日付け島根県報号外第58号中	(道路維持課)	24
-------------------------	---------	----

告 示

島根県告示第4号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人 沖繩徳洲会	訪問看護	出雲徳洲会 訪問看護ス	出雲市斐川町直江3964-1	令和元年5月1日
	介護予防訪問看護	テーション		

島根県告示第5号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
みどり薬局	出雲市大津新崎町二丁目15番地	平成31年4月1日
みどり薬局 塩冶店	出雲市塩冶町991-2	平成31年4月1日
みどり薬局 南店	出雲市塩冶町1080-1	平成31年4月1日

島根県告示第6号

毒物劇物取扱者試験規程（昭和26年島根県告示第200号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

第7条中「試験は、」を削り、「昭和26年厚生省令第4号」の次に「。以下この条において「規則」という。」を加え、「3科目及び同条第3項に規定する実地試験1科目について行う」を「及び同条第3項に規定する実地試験は、次に掲げる科目について行うものとする」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、実地試験は、筆記試験をもって代えることとし、第3号に規定する科目に含めて行うものとする。

第7条に次の3号を加える。

- (1) 毒物及び劇物に関する法規
- (2) 基礎化学
- (3) 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。）の性質、貯蔵、識別及び取扱方法

第9条第1号中「午前9時に始めて午後4時に終る」を「午後1時30分に始めて午後3時30分に終わる」に改め、同条第5号中「1科目につき1時間」を「2時間」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 試験の合格者は、各科目の正答率が3割以上であつて、かつ、全問の正答率が6割以上の成績である者とする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

ふりがな

氏 名

㊞

年 月 日生（ 歳）

電話番号

毒物劇物取扱者試験願書

次のとおり毒物劇物取扱者試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

試 験 の 区 分	
-----------	--

注1 試験の区分欄には、一般、農薬用品目、特定品目の別を記入すること。

2 添付物

受験者の写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので裏面に氏名を記載すること。）を貼った知事が別に定める受験票1通

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第12条関係）

年 月 日

島根県知事 様

郵便番号

住 所

氏 名

㊟

年 月 日生

電話番号

毒物劇物取扱者試験合格証書換え（再交付）申請書

次のとおり、合格証の書換え（再交付）を申請します。

合格証の番号及び合格年月日	第 号 年 月 日
合格証の種類	
書換え（再交付）申請の理由	

注1 合格証の種類欄には、一般、農薬用品目、特定品目の別を記入すること。

2 申請の理由欄には、氏名の変更、汚損、亡失等の理由を記入すること。

3 添付書類

氏名の変更にあつては、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
合格証（亡失の場合を除く。）

附則

この告示は、令和元年5月10日から施行する。

島根県告示第7号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

- 1 安来地域の項中「平成29年島根県告示第479号」を「平成31年島根県告示第264号」に改める。

島根県告示第8号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

平田中央土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

西村 和人 出雲市平田町7259番地
田中 秀明 出雲市平田町5164番地
坂本 浩二 出雲市園町1529番地 1
吾郷 秀雄 出雲市多久町758番地
金折 隆良 出雲市多久谷町1397番地
長岡 憲徳 出雲市東郷町705番地
河瀬 繁雄 出雲市野石谷町488番地
安食 哲夫 出雲市万田町148番地 2
松浦 宗和 出雲市本庄町586番地
細木 範幸 出雲市口宇賀町480番地
田中 修 出雲市多久谷町154番地
松浦 隆 出雲市平田町249番地
三島 達也 出雲市東福町591番地
恩村 光則 出雲市口宇賀町317番地

監事

竹ノ下 明 出雲市岡田町52番地
宇賀 俊 出雲市奥宇賀町197番地
曾田 真司 出雲市平田町4493番地

- 2 就任年月日

平成31年3月31日

- 3 退任した役員の氏名及び住所

理事

坂本 武 出雲市平田町5309番地

西村 和人 出雲市平田町7259番地
坂本 明弘 出雲市園町1206番地
長岡 義郎 出雲市岡田町458番地
平井 悦夫 出雲市久多見町204番地
川瀬 紘一 出雲市万田町813番地続1
福田 俊次 出雲市本庄町11番地
細木 範幸 出雲市口宇賀町480番地
恩村 光則 出雲市口宇賀町317番地
長岡 憲徳 出雲市東郷町705番地
安食 信夫 出雲市平田町4247番地
田中 修 出雲市多久谷町154番地
原 秀夫 出雲市多久谷町525番地
伊藤 栄 出雲市東福町657番地
監事
松浦 達朗 出雲市西郷町193番地
金山 忠 出雲市平田町251番地

島根県告示第9号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川2259-5

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

旭町都川2259-5（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第10号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示す

る。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川2715-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

旭町都川2715-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第11号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市猪目町字大瀧796、1250、字西谷入道ヶ谷烏帽子岩1054、字西谷西平1055-2、1062-1、字西谷東平1080-5から1080-9まで、字東ノ谷西平1094-1から1094-3まで、1106-1、1109-1、字東谷東平1132-2から1132-4まで、1134-1、1135-1、1140-1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第12号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和元年 5 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所
安来市広瀬町東比田2538-26、2538-28から2538-31まで
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第13号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

令和元年 5 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

宍道湖湖南加入区（宍道湖漁業協同組合）

島根県告示第14号

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和元年 5 月 10 日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 加入区の名称
大社
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大社支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表6の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分
- 2 (1) 加入区の名称
久手
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね大田支所の地区のうち、久手出張所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表7の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
- 3 (1) 加入区の名称
五十猛

(2) 加入区の区域

漁業協同組合JFしまね大田支所の地区のうち、五十猛出張所の地区の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表9の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分

島根県告示第15号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

片倉フィラチャー（イオン松江店） 島根県松江市東朝日町151番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲 亮祐 東京都中央区明石町6番4号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）片倉工業株式会社 代表取締役社長 佐野 公哉

（変更後）片倉工業株式会社 代表取締役社長 上甲 亮祐

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
イオンリテール（株）	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	梅本 和典	
（有）森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
（株）千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
長屋 篤幸	島根県松江市末次本町58	-	
（株）落合	鳥取県米子市角盤町1-27-8	落合 伸介	平成30年2月28日退店
（株）山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木2-5-1	秦 恵治	
（有）メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 裕子	
（株）東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 茂年	
（有）ストローアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
（株）タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
（株）めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 正朗	
（株）川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 実	
（株）ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	伊達 儼	
（有）ファイブショップ	島根県出雲市武志町562-2	勝部 晴雄	平成26年1月14日退店
（株）ウチムラ	鳥取県米子市中島2-2-50	内村 正巳	平成26年1月14日退店

(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
(有) 石賀陶器店	鳥取県米子市法勝寺町60	石賀 全江	
(株) やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	矢嶋 孝敏	
(株) 冒険王	広島県広島市安佐北区可部4-1-10	堀岡 洋行	平成26年1月14日 退店
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 康雄	
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
ユーロプランニング(有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	
(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	廣内 武	
(株) ワールド	兵庫県神戸市中央区港島中町6-8-1	寺井 秀蔵	平成30年8月31日 退店
(株) ポイント	茨城県水戸市泉町3-1-27	石井 稔晃	平成27年3月1日 (株) アダストリアHDに吸収合併
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	横内 達治	
オルビス(株)	東京都品川区平塚2-1-14	高谷 成夫	
光洋産業(株)	東京都目黒区中央町2-7-5	和田 禎成	平成27年2月28日 退店
(株) ヤマノジュエリーシステムズ	東京都台東区東上野1-26-2	森田 義恒	平成24年10月1日 (株) ヤマノHDに吸収合併
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	田江 泰彦	
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島町1-3-9	中林 秀雄	
(有) 風流堂	島根県松江市白潟本町15	内藤 守	
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市矢田町250-29	福田 正義	
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) キング	京都府京都市下京区小路高倉町2-1	山田 幸雄	平成26年1月14日 退店
(株) 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6	羽牟 秀幸	
山本 明子	島根県松江市黒田町442-1	-	非物販
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(株) フロイデ	島根県松江市袖師町2-50-303	鈴木 輝夫	非物販
(株) フォルムアイ	大阪府大阪市北区天神橋1-11-1	井上 清嗣	非物販
(有) ビスカンパニー	宮城県塩竈市本町5-23	陳 必正	
(株) 三和システム	山口県宇部市文京町2-17	宮本 秀夫	
全国カナディアングループ(株)	東京都葛飾区堀切5-42-1	櫻井 一男	平成29年2月28日 退店

(株) F Oインターナショナル	兵庫県神戸市中央区三宮町2-4-1	小野 行由	
(株) トリニティアーツ	東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル	木村 治	平成27年3月1日 (株) アダストリアHDに吸収合併
マリエ・やしろ (株)	島根県松江市東朝日町150-26	廣戸 剣一郎	非物販
(株) クロスカンパニー	岡山県岡山市幸町2-8	石川 康晴	平成28年3月1日 ストライプインターナショナルに社名変更
足立 豊	島根県松江市西川津町	-	非物販
アイメディア (株)	広島県広島市東区光町1-10-19	米又 幹夫	
木次乳業 (株)	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 貞之	
(株) 青木商店	福岡県郡山市八山田五丁目405	青木 三郎	
(有) 山本おたふく堂	鳥取県東伯郡琴浦町348	山本 浩一	
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 博丈	
(株) ジューシー	東京都千代田区九段北1-13-5	柚木 治	
(有) 井上楽器店	島根県松江市殿町341	井上 透	非物販

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名	備考
イオンリテール (株)	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1	井出 武美	平成31年3月1日 代表者変更
(有) 森山園	島根県松江市東朝日町267-4	森山 浩吉	
(株) 千茶荘	島根県松江市末次本町74	原田 瑞樹	
長屋 篤幸	島根県松江市末次本町58	-	
(株) 山陰フジカラー	島根県松江市浜乃木2-5-1	秦 恵治	
(有) メガネのモチダ	島根県松江市朝日町496	持田 裕子	
(株) 東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1-48-1	木山 茂年	
(有) ストロアンドウェイ	島根県松江市浜乃木1-5-88	仙田 道生	
(株) タツミヤ	東京都八王子市暁町1-32-13	指田 努	
(株) めのや	島根県松江市嫁島町14-13	新宮 寛人	平成29年4月1日 代表者変更
(株) 川田カバン店	島根県松江市白潟本町38	川田 朋弘	平成27年9月26日 代表者変更
(株) ジーンズカジュアルダン	広島県庄原市西本町2-19-1	中平 浩司	平成30年2月1日 代表者変更
(株) 永江印祥堂	島根県松江市和多見町115-1	数原 英一郎	
(有) 石賀陶器店	鳥取県米子市法勝寺町60	石賀 全江	
(株) やまと	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-3	矢嶋 孝敏	
(株) ヘンミ	香川県高松市丸亀町9-1	逸見 俊輔	平成24年7月14日 代表者変更
(有) すぎもと	島根県松江市寺町198	杉本 博	
ユーロプランニング (有)	島根県出雲市中野町783-20	神田 実	

(株) オンワード樫山	東京都中央区日本橋3-10-5	大澤 道雄	平成29年3月1日 代表者変更
(株) アダストリアホールディングス	東京都千代田区丸の内1-9-2	遠藤 洋一	平成27年3月1日 (株) ポイント・ (株) トリニティ アーツを吸収合併
(株) ライトオン	茨城県つくば市吾妻1-11-1	川崎 純平	平成30年4月1日 代表者変更
オルビス (株)	東京都品川区平塚2-1-14	小林 琢磨	平成30年1月1日 代表者変更
(株) ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木1-30-7	山野 義友	平成24年10月1日 (株) ヤマノジュ エリーシステムズ を吸収合併
(株) ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	愛知県名古屋市中東区上社一丁目901番地	白川 篤典	
(株) 今井書店	島根県松江市殿町63	島 秀佳	平成28年10月3日 代表者変更
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久	
(株) フジックス	島根県松江市西嫁島町1-3-9	中林 秀雄	
(有) 風流堂	島根県松江市矢田町250-50	内藤 守	平成29年9月1日 住所変更
(有) 桂月堂	島根県松江市天神町97	小西 章文	
(株) 福田屋	島根県松江市中原町159	福田 正義	住所錯誤
(株) 彩雲堂	島根県松江市天神町124	山口 美紀	
(株) 未来屋書店	千葉県千葉市美浜区中瀬1-6	松田 裕史	平成30年4月21日 代表者変更
(株) フローインターナショナル	鳥取県米子市法勝寺町42番地	近藤 隆治	
(有) ビズ・カンパニー	宮城県多賀城市桜木3-4-1	陳 必正	社名錯誤・平成27 年2月10日住所変 更
(株) 三和システム	山口県宇部市文京町2-17	宮本 秀夫	
(株) F・O・インターナショナル	兵庫県神戸市中央区磯上通7-1-5	小野 行由	平成31年2月21日 住所変更
(株) ストライプインターナショナル	岡山県岡山市幸町2-8	石川 康晴	平成28年3月1日 (株) クロスカン パニーから社名変 更
アイメディア (株)	広島県広島市東区光町1-10-19	米又 幹夫	
木次乳業 (有)	島根県雲南市木次町東日登228-2	佐藤 貞之	社名錯誤
(株) 青木商店	福岡県郡山市八山田五丁目405	青木 大輔	平成30年2月1日 代表者変更

(有) 山本おたふく堂	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋348	山本 浩一	住所錯誤
(株) 大創産業	広島県東広島市西条吉行東1-4-14	矢野 靖二	平成30年3月1日 代表者変更
(株) ジーユー	山口県山口市佐山717-1	柚木 治	住所錯誤
(株) ツインマーボ	大阪府大阪市平野区平野馬場2-1-6	大藪 幸子	平成26年11月25日 入店
(株) 戸信	鳥取県鳥取市緑ヶ丘2-667-14	戸田 暖久	平成26年4月12日 入店
(株) エフシーバンク	島根県出雲市渡橋町1227	白神 武典	平成31年2月1日 入店
(株) ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1	江尻 義久	平成30年4月21日 入店
菅田 (株)	岡山県津山市川崎1902-3	菅田 拓平	平成30年3月23日 入店
(株) アニメイト	東京都豊島区東池袋3-2-1	崎田 竜也	平成27年4月25日 入店
(株) ウッドベル	島根県簸川郡大社町杵築西2671-1	小川 美樹	平成20年9月27日 入店

(4) 変更の年月日

(3)ア 平成31年3月28日

(3)イ 上記小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日

平成31年4月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

公 告

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和元年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

1 試験日時

令和元年10月30日（水）午前10時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、令和元年9月27日（金）までに受験者に通知する。

3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
 - (2) 人体の働きと医薬品
 - (3) 主な医薬品とその作用
 - (4) 薬事に関する法規と制度
 - (5) 医薬品の適正使用と安全対策
- 4 試験願書の請求等
- (1) 島根県健康福祉部薬事衛生課（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送するときは、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書し、82円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
 - (2) (1)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。
- 5 提出書類
- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通
 - (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したものの1通
- 6 受験手数料
- 14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができること。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。
- なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。
- 7 試験願書の受付期間
- 令和元年7月22日（月）から同年8月2日（金）まで
- なお、郵送の場合は、簡易書留によることとし、令和元年8月2日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- 8 試験願書の提出先
- 島根県健康福祉部薬事衛生課に提出すること。
- 9 合格者の発表
- 令和元年12月13日（金）に島根県庁前の掲示板及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付する。
- 10 その他
- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-5259）にすること。
 - (2) 障がいのある方等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。

令和2年度島根県立農林大学校の養成部門の学生を次のとおり募集するので、島根県立農林大学校学則（昭和57年島根県規則第52号。以下「学則」という。）第8条第4項の規定により公告する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

1 募集の目的

島根県の主要産業である農林業の将来を展望し、広い視野に立って農林業を考え、新しい農林業を創造し、次代の農林業をリードする農業者及び森林管理技術者を養成する。

2 出身学校長推薦入学検定

(1) 募集人員

学則に定める入学定員のうち8割程度を上限とする。

(2) 出願資格及び要件

次のア及びイの要件を満たす者とする。

ア 出身学校長が推薦する者

イ 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和2年3月に卒業見込みの者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育（以下「通常の課程による12年の学校教育」という。）を修了した者若しくは令和2年3月に修了見込みの者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

(3) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(4) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(7) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(5) 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、入学志願者の出身学校長が作成したもの）

(7) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

(7) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

令和元年10月2日（水）から同月16日（水）17時までとし、郵送の場合は、令和元年10月16日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(4) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(7) 日時

令和元年10月30日（水）9時30分から16時まで

(4) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(7) 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

イ 合格者の発表

令和元年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(5) 出身学校長推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

出身学校長推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として3の(2)のアに定める書類のうち入学願書、返信用封筒及び入学検定料を3の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

3 一般入学検定

(1) 出願資格及び要件

次のアからウまでのいずれかに該当する者であって、島根県立農林大学校卒業後、島根県内において就農し、若しくは林業に就業し農林業を担う人材となるもの又は島根県の農林業振興と農山村社会の発展に貢献すると見込まれるもの

ア 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者若しくは令和2年3月に卒業見込みの者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者若しくは令和2年3月に修了見込みの者

イ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）第2条第1項の規定により行われた高等学校卒業程度認定試験（以下「高等学校卒業程度認定試験」という。）に合格した者（同令附則第2条の規定により廃止された大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

ウ その他知事がア又はイに掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

(2) 出願手続

ア 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

(7) 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(4) 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）

(7) 文部科学省所定の様式により出身学校長が作成した調査書で厳封したもの

(1)のアに定める者以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

なお、(1)のアに該当し、かつ、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者にあつては、当該調査書の提出に代えて出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書を提出するものとする。

(5) 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）

(7) 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

イ 出願期間

(7) 前期試験 令和元年11月13日（水）から同月27日（水）17時まで

(4) 後期試験 令和2年1月10日（金）から同月24日（金）17時まで

後期試験は、試験実施科のみ出願できる。

郵送の場合は、前期試験・後期試験とも出願期間最終日までの消印があるものは有効とする。

ウ 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

(3) 入学検定及び合格者の発表

ア 入学検定

(7) 日時

前期試験 令和元年12月11日（水）9時30分から16時まで

後期試験 令和2年2月13日（木）9時30分から16時まで

後期試験の実施は、出身学校長推薦入学検定、自己推薦入学検定及び一般入学検定前期試験の結果により決定する。

(4) 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

(7) 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(エ) 後期試験実施科の発表

a 日時

令和元年12月24日（火）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに掲示する。

イ 合格者の発表

(ア) 日時

前期試験 令和元年12月24日（火）10時

後期試験 令和2年2月20日（木）10時

(イ) 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

4 地域推薦・自己推薦入学検定

(1) 地域推薦

ア 出願資格及び要件

農業科にあつては次の(ア)及び(イ)の要件を、林業科にあつては次の(イ)及び(ウ)の要件を満たす者とする。

(ア) 島根県立農林大学校卒業後、当該地域で就農することが確実に見込まれ、地域農業の担い手としてふさわしい者として次のいずれかの農業再生協議会等の会長が推薦する者

松江地域農業再生協議会

安来地域担い手育成総合支援協議会

雲南市農業再生協議会

奥出雲町地域農業再生協議会

飯南町地域農業再生協議会

出雲市農業再生協議会

斐川町地域農業再生協議会

大田市農業再生協議会

川本町地域農業再生協議会

美郷町農業再生協議会

邑南町農業再生協議会

浜田市農業再生協議会

江津市農業再生協議会

益田市農業再生協議会

津和野町農業再生協議会

吉賀町農業再生協議会

島前地域農業再生協議会

隠岐の島町地域農業再生協議会

(イ) 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条第1項の規定により、島根県知事の計画認定を受けた事業主（以下「林業認定事業体」という。）又は流域林業活性化センターが推薦する者

(ウ) 次の a から c までのいずれかに該当する者であつて、学力及び人物がともに優れ、かつ、健康であるもの

a 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者

b 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

c その他知事が a 又は b に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b 志望理由書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- c アの(ウ)の a に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
それ以外の者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格成績証明書
若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し
- d 推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙により、農業再生協議会等の会長又は林業認定事業体若しくは流域林業活性化センターが作成したもの）
- e 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- f 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

令和元年10月2日（水）から同年11月27日（水）17時までとし、郵送の場合は、令和元年11月27日までの消印があるものは有効とする。

(ウ) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

- a 日時
随時（願書受付後10日以内に試験日を通知する。）
- b 場所
大田市波根町970番1 島根県立農林大学校
- c 検定
筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

試験日からおおむね2週間以内に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者に文書で通知する。

(2) 自己推薦

ア 出願資格及び要件

次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であつて、島根県立農林大学校卒業後、島根県内における新規就農又は林業への就業に強い意欲を有するもの

- (7) 高等学校若しくは中等教育学校の後期課程を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (ウ) その他知事が(ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の学力を有すると認めた者

イ 出願手続

(7) 入学を志願する者は、次に掲げる書類を郵送により、又は直接島根県立農林大学校に提出すること。

なお、提出する書類等は、封入し、封筒の表に「入学願書在中」と朱書すること。

- a 入学願書（島根県立農林大学校所定の用紙を用いること。）
- b アの(ア)に定める者にあつては、出身学校長が発行する卒業証明書及び成績証明書
アの(イ)又は(ウ)に定める者にあつては、文部科学省が発行する高等学校卒業程度認定試験合格証明書及び合格

成績証明書若しくは大学入学資格検定合格証の写し又は知事が入学資格のあることを認めた書類の写し

- c 自己推薦書（島根県立農林大学校所定の用紙に、志望動機、農林業に対する考え、就農計画又は林業認定事業体への就業予定等について記述したレポートを添付し提出すること。レポートの記述字数は、1,200字以上とする。）
- d 返信用封筒（長形3号縦23.5センチメートル、横12.0センチメートル1枚に出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手92円分を貼り付けたもの）
- e 入学検定料（郵便定額小為替2,200円分）

(4) 出願期間

令和元年10月2日（水）から同月16日（水）17時までとし、郵送の場合は、令和元年10月16日までの消印があるものは有効とする。

(5) 入学願書提出先

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校教育部 入試担当

ウ 入学検定及び合格者の発表

(7) 入学検定

a 日時

令和元年10月30日（水）9時30分から16時まで及び同月31日（木）9時から12時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

体験実習等による適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(4) 合格者の発表

令和元年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(3) 地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者の取扱い

地域推薦・自己推薦入学検定に不合格となった者で一般入学検定を受けようとするものは、出願手続として3の(2)のイに定める書類のうち入学願書、出身学校長が作成した調査書（(1)のイの(ウ)のa又は(2)のイの(7)に定める者に限る。ただし、卒業後一定期間が経過したこと等により出身学校長が作成する調査書が取得できない者を除く。）、返信用封筒及び入学検定料を3の(2)のイに定める期間に提出すること。

この場合において、志願する科（専攻）を変更しても差し支えない。

5 追試験

病気、負傷、災害、事故その他やむを得ない理由により、受験できない者を対象として追試験を実施する。

(1) 対象となる入学検定

- ア 出身学校長推薦入学検定
- イ 一般入学検定
- ウ 自己推薦入学検定

(2) 対象となる者

追試験の対象となる者についての詳細は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

(3) 追試験及び合格者の発表

- ア 出身学校長推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

令和元年11月13日（水）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(i) 合格者の発表

令和元年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

イ 一般入学検定

(7) 追試験

a 日時

前期試験 令和元年12月19日（木）9時30分から16時まで

後期試験 令和2年2月21日（金）9時30分から16時まで

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

筆記試験（一般教養、数学、小論文）及び面接試験

(i) 合格者の発表

a 日時

前期試験 令和元年12月24日（火）10時

後期試験 令和2年2月28日（金）10時

b 場所等

島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

ウ 自己推薦入学検定

(7) 追試験

a 日時

令和元年11月13日（水）及び同月14日（木）（時間については、本試験実施後通知する。）

b 場所

大田市波根町970番1 島根県立農林大学校

c 検定

適応性試験、筆記試験（数学、小論文）及び面接試験

(i) 合格者の発表

令和元年11月20日（水）10時に島根県立農林大学校の玄関前及び島根県ホームページに合格者の受験番号を掲示するとともに、合格した者には文書で通知する。

(4) 留意事項

追試験の受験の手続その他追試験の実施に関し必要な事項は、島根県立農林大学校ホームページに掲載する。

※島根県立農林大学校のホームページ https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/nodai_exam/

6 問合せ先

出願手続、入学検定等について不明な点は、島根県立農林大学校又は隠岐支庁農林局若しくは最寄りの農林振興センターへ問い合わせること。

7 入学願書等の請求

入学願書等の島根県立農林大学校所定の用紙は、島根県立農林大学校で交付する。

なお、郵便で請求する場合は、返信用封筒（角形2号縦33.2センチメートル、横24.0センチメートル1枚に住所、氏名及び郵便番号を明記の上、切手140円分を貼り付けたもの）を同封すること。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

- 1 役務の名称及び数量
島根県総合文書管理システムサービス利用・運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部総務課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士電機株式会社 代表取締役 北澤 通宏 神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
45,240,360円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和元年5月10日

島根県知事 丸山達也

- 1 役務の名称及び数量
平成31年度「島根の観光産業を担う次世代人材育成事業」業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県商工労働部観光振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社ウィズスタッフサポート 代表取締役 竹内 祐子 島根県松江市灘町228番地
- 5 随意契約に係る契約金額
45,398,880円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

8 提案競技の実施についての公告を行った日

平成31年1月22日

教 育 委 員 会 訓 令

島根県教育委員会訓令第1号

本 庁
 教 育 事 務 所
 埋蔵文化財調査センター
 教 育 機 関
 県 立 学 校

永年勤続教職員表彰規程（平成19年島根県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令和元年5月10日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

第4条第2項を削る。

附 則

この訓令は、令和元年5月10日から施行する。

正 誤

平成31年4月16日付け島根県報号外第58号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第281号の表中	出雲市地合町イノ井179番地先から同町横手1038番地17地先まで	出雲市地合町イノ井179番地先から同町横手1038番17地先まで